

岩手県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県県税条例等の一部を改正する条例

(岩手県県税条例の一部改正)

第1条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(個人の県民税に関する給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第32条の4の2 [略]</p> <p>(個人の県民税に関する公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第32条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第27条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは<u>単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(事業税の課税客体等)</p> <p>第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それ</p> | <p>(個人の県民税に関する給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第32条の4の2 [略]</p> <p>(個人の県民税に関する公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第32条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第27条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(事業税の課税客体等)</p> <p>第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号<u>及び第3号</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に</p> |

ぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 電気供給業、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額

応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして法第72条の2第1項第3号の総務省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして法第72条の2第1項第3号の総

2～6 [略]

(法人の事業税の課税標準)

第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 付加価値割 各事業年度の付加価値額

イ 資本割 各事業年度の資本金等の額

ウ 所得割 各事業年度の所得

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。）で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18第1項第2号に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同号に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分その他の部分と区分して経理しなければならない。

2 [略]

務省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

2～6 [略]

(法人の事業税の課税標準)

第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額

(2) 資本割 各事業年度の資本金等の額

(3) 所得割 各事業年度の所得

(4) 収入割 各事業年度の収入金額

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。）で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18第1項第2号に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同号に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分その他の部分と区分して経理しなければならない。

2 [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 [略]

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第42条第1項第1号アに掲げる法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この条において「所得割等」という。）又は収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第42条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

4 [略]

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等（第42条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。以下この条において同じ。）又は収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この条において同じ。）についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところ

(1)～(4) [略]

2 前項第1号の場合において、法人が災害その他やむを得ない理由（次項及び第5項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため各事業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができないときは、第14条第1項若しくは第2項又は法第20条の5の2第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに申告納付することができる。

3 第1項第1号の場合において、法人が定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（第1号及び第5項において「定款等」という。）の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度（第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。以下この項において同じ。）終了の日から3月以内（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内）に申告納付することができる。

(1)・(2) [略]

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。同項において同

による。

(1)～(4) [略]

2 前項第1号の場合において、法人が災害その他やむを得ない理由（次項及び第5項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため各事業年度に係る所得割等又は収入割等をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができないときは、第14条第1項若しくは第2項又は法第20条の5の2第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに申告納付することができる。

3 第1項第1号の場合において、法人が定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（第1号及び第5項において「定款等」という。）の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割等を当該各事業年度（第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。以下この項において同じ。）終了の日から3月以内（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内）に申告納付することができる。

(1)・(2) [略]

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。同項において同

じ。)が各連結事業年度の連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。同項において同じ。)の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度(第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。)に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第14条第1項若しくは第2項又は法第20条の5の2第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5 第1項第1号の場合において、法人が、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるとき、又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この項において同じ。)に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度終了の日から4月以内(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)に申告納付することができる。

(1)・(2) [略]

6～8 [略]

(県たばこ税の課税免除)

じ。)が各連結事業年度の連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。同項において同じ。)の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度(第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。)に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第14条第1項若しくは第2項又は法第20条の5の2第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割等を申告納付することができる。

5 第1項第1号の場合において、法人が、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるとき、又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この項において同じ。)に係る所得割等又は収入割等を当該各事業年度終了の日から4月以内(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)に申告納付することができる。

(1)・(2) [略]

6～8 [略]

(県たばこ税の課税免除)

第67条の5 卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、県たばこ税を免除する。

(1) [略]

(2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令第39条の10で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第9号又は第10号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し

(3)・(4) [略]

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第67条の7第1項又は第3項の規定による申告書を提出すべき局長に対し、総務省令第8条の4で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 [略]

(県たばこ税の申告納付の手続)

第67条の5 卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、県たばこ税を免除する。

(1) [略]

(2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で法第74条の6第1項第2号の政令で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第9号又は第10号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し

(3)・(4) [略]

2 前項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第67条の7第1項又は第3項の規定による申告書に前項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法第74条の6第2項の総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第67条の7第1項又は第3項の規定による申告書を提出すべき局長に対し、法第74条の6第3項の総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が第1項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り、適用する。

4 [略]

(県たばこ税の申告納付の手続)

第67条の7 前条の規定によって県たばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、総務省令第8条の5で定める様式によって、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対する県たばこ税額、第67条の5第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額並びに第67条の9第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする県たばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、総務省令第8条の4から第8条の6までに定めるところにより、第67条の5第2項に規定する書類及び第67条の9第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあっては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2 県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき県たばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、総務省令第8条の7で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を局長に提出しなければならない。

3 [略]

4 第67条の9第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前3項の規定による申告書の提出を要しない者で同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相

第67条の7 前条の規定によって県たばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、法第74条の10第1項の総務省令で定める様式によって、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対する県たばこ税額、第67条の5第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額並びに第67条の9第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする県たばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、法第74条の10第1項の総務省令で定めるところにより、第67条の5第3項に規定する書類及び第67条の9第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあっては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2 県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき県たばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、法第74条の10第2項の総務省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を局長に提出しなければならない。

3 [略]

4 第67条の9第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前3項の規定による申告書の提出を要しない者で同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相

当する金額の還付を受けようとするものは、総務省令第8条の9で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、同条で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

第72条 [略]

2 前項又は法第75条の2若しくは第75条の3の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の特別徴収義務者に対して、規則で定める申出書を提出するとともに、前項第1号又は法第75条の2各号に掲げる利用にあつてはこれらを証する書類を提示し、同項第2号又は法第75条の3各号に掲げる利用にあつてはこれらを証する書類を提出しなければならない。

(環境性能割の税率)

第103条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項

当する金額の還付を受けようとするものは、法第74条の10第5項の総務省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、同項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

第72条 [略]

2 前項又は法第75条の2、法第75条の3若しくは法附則第12条の2の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の特別徴収義務者に対して、規則で定める申出書を提出するとともに、前項第1号又は法第75条の2各号に掲げる利用にあつてはこれらを証する書類を提示し、同項第2号若しくは法第75条の3各号に掲げる利用又は法附則第12条の2に規定する利用にあつてはこれらを証する書類を提出しなければならない。

(環境性能割の税率)

第103条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項

及び第4項において同じ。)以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ～オ [略]

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) [略]

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア [略]

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第

及び第4項において同じ。)以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ～オ [略]

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) [略]

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア [略]

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第

2項第1号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ～オ [略]

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア [略]

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) [略]

3 [略]

4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------|--|-----|
| 第1項第1号ア(イ) | <u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u> (基準エネルギー消費効率) | [略] |
|------------|--|-----|

2項第1号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ～オ [略]

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア [略]

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) [略]

3 [略]

4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------|---------------------------------------|-----|
| 第1項第1号ア(イ) | <u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u> (基準エネルギー消費効率) | [略] |
|------------|---------------------------------------|-----|

| | | |
|------------|---|-----|
| | 消費効率であって <u>平成32年度</u> 以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。) | |
| 第1項第1号イ(イ) | <u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の110 | [略] |
| [略] | | |
| 第2項第1号イ(イ) | <u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u> | [略] |
| [略] | | |

附 則

(個人の県民税の税率の特例)

第9条の2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第32条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

第10条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第31条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第31条第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とある

| | | |
|------------|--|-----|
| | 消費効率であって <u>令和2年度</u> 以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。) | |
| 第1項第1号イ(イ) | <u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の110 | [略] |
| [略] | | |
| 第2項第1号イ(イ) | <u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u> | [略] |
| [略] | | |

附 則

(個人の県民税の税率の特例)

第9条の2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第32条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

第10条の4の2 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第31条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第31条第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とある

のは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

第11条の3 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として法附則第33条の3第1項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

(1) [略]

(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額として政令附則第16条の3第2項で定めるところにより計算した金額の100分の110に相当する金額

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間に行わ

のは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

第11条の3 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として法附則第33条の3第1項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

(1) [略]

(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額として法附則第33条の3第1項第2号の政令で定めるところにより計算した金額の100分の110に相当する金額

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行わ

れたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(予定期間(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令で定める日までの期間)をいう。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の

れたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(予定期間(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令で定める日までの期間)をいう。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の

総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 前項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、前項に規定する予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2第9項の政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で同項の政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第9項の総務省令で定めるところにより証明がされたときは、前項の規定の適用については、同項に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第16条の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災(阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成7年政令第11号)に規定する阪神・淡路大震災をいう。附則第20条の2及び附則第20条の2の3において同じ。)に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成7年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2の2の政令で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で同条の政令で定

総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 前項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、前項に規定する予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2第9項の政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で同項の政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第9項の総務省令で定めるところにより証明がされたときは、前項の規定の適用については、同項に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第16条の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災(阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成7年政令第11号)に規定する阪神・淡路大震災をいう。附則第20条の2及び附則第20条の2の3において同じ。)に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成7年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2の2の政令で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で同条の政令で定

める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同条の自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該同条の政令で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第18条の6 [略]

2 附則第16条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成23年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第44条の3第2項の政令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で同項の政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第16条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(県民税の法人税割の税率の特例)

第19条 昭和52年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号の表中

| | |
|--------------------------|----------|
| 「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の4.9 |
|--------------------------|----------|

める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同条の総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該同条の政令で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第18条の6 [略]

2 附則第16条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成23年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第44条の3第2項の政令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で同項の政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第16条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(県民税の法人税割の税率の特例)

第19条 昭和52年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号の表中

| | |
|--------------------------|----------|
| 「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の4.9 |
|--------------------------|----------|

とあるのは

| | |
|---------------------------------|----------|
| 「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 | 100分の4.9 |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 | 100分の5.7 |

と、同条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項及び第62条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項第1号の政令で定める場合には、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の25第1項の政令で定める場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第21条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の

とあるのは

| | |
|---------------------------------|----------|
| 「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 | 100分の4.9 |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 | 100分の5.7 |

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項及び第62条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項第1号の政令で定める場合には、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の25第1項の政令で定める場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第21条 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の

取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成32年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築を平成33年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第73条の14第1項の政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限

取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和4年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第11項の政令で定めるものの新築を令和3年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第11項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第73条の14第1項の政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限

り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の政令で定めるもの」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成33年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ

り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の政令で定めるもの」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を令和3年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ

。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第23条の5第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項又は附則第23条の5第1項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、第64条の3第1項中「同項」とあるのは「法第73条の27の3第1項」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の法附則第51条第1項の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算

。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第23条の5第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項又は附則第23条の5第1項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、第64条の3第1項中「同項」とあるのは「法第73条の27の3第1項」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の法附則第51条第1項の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算

定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の法附則第51条第2項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項及び第6項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の法附則第51条第3項の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

4～6 [略]

（東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除）

定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の法附則第51条第2項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項及び第6項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の法附則第51条第3項の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

4～6 [略]

（東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除）

第23条の4 局長は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下この項において「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した同法第46条第1項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地の所有者が、当該土地を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。

2 [略]

（東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免）

第23条の5 局長は、東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（法第73条の14第6項に規定する公共事業に限る。）の用に供するため、不動産を収用されて補償金を受けた者、当該復興整備事業を行う者に当該復興整備事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは当該復興整備事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に当該復興整備事業の用に供されることが

第23条の4 局長は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下この項において「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した同法第46条第1項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地の所有者が、当該土地を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。

2 [略]

（東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免）

第23条の5 局長は、東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（法第73条の14第6項に規定する公共事業に限る。）の用に供するため、不動産を収用されて補償金を受けた者、当該復興整備事業を行う者に当該復興整備事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは当該復興整備事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に当該復興整備事業の用に供されることが

确实であると認められるものとして同項の政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年を経過する日後に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと局長が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、法第73条の14第6項の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

2 [略]

（軽油引取税の課税免除の特例）

第24条の4 平成33年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 木材加工業その他の法附則第12条の2の7第1項第5号の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同号の政令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。

确实であると認められるものとして同項の政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年を経過する日後に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと局長が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、法第73条の14第6項の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

2 [略]

（軽油引取税の課税免除の特例）

第24条の4 令和3年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 木材加工業その他の法附則第12条の2の7第1項第5号の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同号の政令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。

この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「平成33年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(環境性能割の税率の特例)

第24条の9 [略]

2 自家用の乗用車に対する第103条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(環境性能割の課税標準の特例)

第24条の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の13第1項の総務省令で定めるものに限る。）で最初の第101条第3項に規定する新規登録（以下この条及び附則第25条から附則第25条の3までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「令和3年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(環境性能割の税率の特例)

第24条の9 [略]

2 自家用の乗用車に対する第103条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(環境性能割の課税標準の特例)

第24条の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の13第1項の総務省令で定めるものに限る。）で最初の第101条第3項に規定する新規登録（以下この条及び附則第25条から附則第25条の3までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) [略]

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の13第2項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の10第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) [略]

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の13第3項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)・(3) [略]

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」

(2) [略]

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の13第2項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の10第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) [略]

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の13第3項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)・(3) [略]

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」

という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。))又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか2以上を備えるもの(法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

(1)~(3) [略]

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第5項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年11月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1)~(4) [略]

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1)~(3) [略]

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車

という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。))又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか2以上を備えるもの(法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

(1)~(3) [略]

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第5項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1)~(4) [略]

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1)~(3) [略]

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車

両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成32年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、平成31年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

8 [略]

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第24条の11 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の4第3項において「自動車等持出困難区域」という。）内の法附則第53条の2第2項に規定する自動車等（以下この項及び附則第25条の4第3項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第101条第1項又は法第444条第1項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の法附則第53条の2第3項の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第25条の4第1項において「他の自動車」とい

両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

8 [略]

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第24条の11 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の4第3項において「自動車等持出困難区域」という。）内の法附則第53条の2第2項に規定する自動車等（以下この項及び附則第25条の4第3項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第101条第1項又は法第444条第1項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の法附則第53条の2第3項の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第25条の4第1項において「他の自動車」とい

う。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この項及び附則第25条の4第3項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 [略]

(種別割の税率の特例)

第25条 [略]

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車(以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。)を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車等にあつては、同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1

う。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この項及び附則第25条の4第3項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 [略]

(種別割の税率の特例)

第25条 [略]

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車(以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。)を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1

号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの

(6) [略]

[略]

[略]

3 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車等にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録

号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの

(6) [略]

[略]

[略]

3 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規

を受けた場合には平成33年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

[略]

[略]

第25条の2 [略]

2 [略]

- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表

登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

[略]

[略]

第25条の2 [略]

2 [略]

- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる

の右欄に定める税率とする。

[略]

[略]

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

[略]

[略]

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する種別割の納税義務の免除等）

第25条の4 附則第24条の11第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間 平成31年度分
及び平成32年度分

(2) 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの期間 平成32年度分
及び平成33年度分

2・3 [略]

(狩猟税の課税免除)

同表の右欄に定める税率とする。

[略]

[略]

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

[略]

[略]

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する種別割の納税義務の免除等）

第25条の4 附則第24条の11第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間 令和元年度分
及び令和2年度分

(2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間 令和2年度分
及び令和3年度分

2・3 [略]

(狩猟税の課税免除)

第30条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に行われた場合には、第142条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成36年3月31日までの間に行われたときは、第142条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条の2 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定

第30条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第142条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、第142条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条の2 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定

による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 [略]

による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岩手県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中表4の項を削り、同条表5の項の改正部分のうち、附則第25条に係る部分中

「

4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対して課する種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、同項の表に定める税率とする。

を

「

4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用

の乗用車等に対して課する種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、同項の表に定める税率とする。

に改め、附則第25条の2第3項に係る部分中

「

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

を

「

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をも

って課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

に改め、同条第4項に係る部分中

「

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

を

「

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年

4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

に改め、第1条中表5の項を表4の項とし、表6の項を表5の項とする。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 第1条中表4の項の改正部分及び附則第2条第3項の規定 令和3年1月1日</u></p> <p><u>(5) 第1条中表5の項の改正部分及び附則第5条第5項の規定 令和3年4月1日</u></p> <p><u>(6) 第1条中表6の項の改正部分及び附則第4条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（県民税に関する経過措置）</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 2年新条例附則第18条の5の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、<u>平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 第1条（表4の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の岩手県県税条例第27条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例</u></p> | <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 第1条中表4の項の改正部分及び附則第5条第5項の規定 令和3年4月1日</u></p> <p><u>(5) 第1条中表5の項の改正部分及び附則第4条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（県民税に関する経過措置）</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 2年新条例附則第18条の5の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、<u>令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</u></p> |

による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 第1条(表6の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例第64条の6第1項の規定は、附則第1条第6号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる改正部分及び規定による改正前の岩手県県税条例第64条の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 [略]

2～4 [略]

5 第1条(表5の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例附則第25条及び附則第25条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 第1条(表5の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例第64条の6第1項の規定は、附則第1条第5号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる改正部分及び規定による改正前の岩手県県税条例第64条の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 [略]

2～4 [略]

5 第1条(表4の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例附則第25条及び附則第25条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第32条の4の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する申告書について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例第42条第1項、第43条、第45条第2項及び第3項並びに第47条第1項から第5項までの規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第4条 新条例第72条第2項の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成27年岩手県条例第56号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 表5の項の改正部分及び附則第5条第2項の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>且</p> <p>(6) [略]</p> <p>(県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、岩手県県税条例(以下この条において「条例」という。)第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、条例第67条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき656円</p> <p>3～12 [略]</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に条例第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たば</p> | <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 表5の項の改正部分及び附則第5条第2項の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>且</p> <p>(6) [略]</p> <p>(県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、岩手県県税条例(以下この条において「条例」という。)第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、条例第67条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000本につき656円</p> <p>3～12 [略]</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に条例第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たば</p> |

この製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。

この製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。

14 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

14 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----|-----|-------------|
| 第4項 | [略] | |
| | [略] | 平成31年10月31日 |
| [略] | | |
| 第6項 | [略] | 平成32年3月31日 |
| [略] | | |

| | | |
|-----|-----|------------|
| 第4項 | [略] | |
| | [略] | 令和元年10月31日 |
| [略] | | |
| 第6項 | [略] | 令和2年3月31日 |
| [略] | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

第6条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 表4の項の改正部分及び次条から附則第9条まで（附則第5条第1項を除く。）の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> | <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 表4の項の改正部分及び次条から附則第9条まで（附則第5条第1項を除く。）の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 新条例の規定中種別割に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の施行日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び<u>平成32年度</u>以後の年度分の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(岩手県証紙収入整理特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第7条 前条の規定による改正前の岩手県証紙収入整理特別会計条例に基づく岩手県証紙収入整理特別会計の<u>平成31年度分</u>の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。</p> <p>(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第9条 前条の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割並びに<u>平成31年度分</u>の施行日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び<u>平成32年度</u>以後の年度分の種別割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び<u>平成31年度分</u>までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p> | <p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 新条例の規定中種別割に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の施行日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び<u>令和2年度</u>以後の年度分の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(岩手県証紙収入整理特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第7条 前条の規定による改正前の岩手県証紙収入整理特別会計条例に基づく岩手県証紙収入整理特別会計の<u>令和元年度分</u>の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。</p> <p>(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第9条 前条の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割並びに<u>令和元年度分</u>の施行日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び<u>令和2年度</u>以後の年度分の種別割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び<u>令和元年度分</u>までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

第7条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成29年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例附則第9条、第18条の3の2及び第18条の3の4の規定は、<u>平成31</u></p> | <p>附 則</p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例附則第9条、第18条の3の2及び第18条の3の4の規定は、<u>令和元</u></p> |

年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 岩手県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第1条中表2の項の改正部分及び附則第6条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(3) 第1条中表3の項の改正部分並びに次条第2項、附則第3条及び附則第4条の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(4) 第1条中表4の項の改正部分及び附則第7条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中表5の項の改正部分及び次条第1項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(6) 第1条中表6の項の改正部分及び附則第8条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中表7の項の改正部分及び附則第9条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例（第1条中表5の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第27条の3及び附則第9条の規定は、<u>平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税に</u></p> | <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第1条中表2の項の改正部分及び附則第6条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(3) 第1条中表3の項の改正部分並びに次条第2項、附則第3条及び附則第4条の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(4) 第1条中表4の項の改正部分及び附則第7条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中表5の項の改正部分及び次条第1項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(6) 第1条中表6の項の改正部分及び附則第8条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中表7の項の改正部分及び附則第9条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例（第1条中表5の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第27条の3及び附則第9条の規定は、<u>令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税に</u></p> |

については、なお従前の例による。

- 2 この条例（第1条中表3の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（次条及び附則第4条において「32年4月新条例」という。）第27条第6項及び第39条第3項の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 第3条 32年4月新条例第42条第3項及び第47条第7項の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

- 第4条 32年4月新条例第53条の2第3項及び32年4月新条例附則第20条の2の8第1項後段の規定により読み替えられた32年4月新条例第53条の5第3項の規定は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の78第3項に規定する課税期間が附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

第7条 [略]

- 2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課

については、なお従前の例による。

- 2 この条例（第1条中表3の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（次条及び附則第4条において「2年4月新条例」という。）第27条第6項及び第39条第3項の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 第3条 2年4月新条例第42条第3項及び第47条第7項の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

- 第4条 2年4月新条例第53条の2第3項及び2年4月新条例附則第20条の2の8第1項後段の規定により読み替えられた2年4月新条例第53条の5第3項の規定は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の78第3項に規定する課税期間が附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

第7条 [略]

- 2 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課

されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、改正法附則第12条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第3項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、この条例（第1条中表4の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第67条の3第1項、第67条の4、第67条の5、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

7 [略]

第8条 [略]

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のた

されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、改正法附則第12条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第3項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を令和2年11月2日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、この条例（第1条中表4の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この項において「2年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（2年10月新条例第67条の3第1項、第67条の4、第67条の5、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

7 [略]

第8条 [略]

2 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のた

め所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、改正法附則第13条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第3項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、この条例（第1条中表6の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第67条の3第1項、第67条の4、第67条の5、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

め所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、改正法附則第13条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第3項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を令和3年11月1日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、この条例（第1条中表6の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この項において「3年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（3年新条例第67条の3第1項、第67条の4、第67条の5、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成31年岩手県条例第56号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|---------|-----|--|---------|-----|---|----------|-----|--|---|--|--|---------|-----|---|---------|-----|--|----------|-----|---|
| <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び次条の規定は、<u>同年6月1日</u>から施行する。</p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例(表2の項の改正部分に限る。第3項において同じ。)による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第31条並びに附則第10条の4、第10条の5及び第11条の2第1項の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の県民税について適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第31条並びに附則第10条の4、第10条の5及び第11条の2第1項の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第31条第1項</td> <td>[略]</td> <td>又は第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u>前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金</td> </tr> <tr> <td>第31条第2項</td> <td>[略]</td> <td>特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u>前に支出したものに限り。)の額</td> </tr> <tr> <td>附則第10条の4</td> <td>[略]</td> <td>特例控除対象寄附金の額及び第31条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月</u></td> </tr> </table> | | | 第31条第1項 | [略] | 又は第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金 | 第31条第2項 | [略] | 特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限り。)の額 | 附則第10条の4 | [略] | 特例控除対象寄附金の額及び第31条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月</u> | <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び次条の規定は、<u>令和元年6月1日</u>から施行する。</p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例(表2の項の改正部分に限る。第3項において同じ。)による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第31条並びに附則第10条の4、第10条の5及び第11条の2第1項の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の県民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第31条並びに附則第10条の4、第10条の5及び第11条の2第1項の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第31条第1項</td> <td>[略]</td> <td>又は第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u>前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金</td> </tr> <tr> <td>第31条第2項</td> <td>[略]</td> <td>特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u>前に支出したものに限り。)の額</td> </tr> <tr> <td>附則第10条の4</td> <td>[略]</td> <td>特例控除対象寄附金の額及び第31条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月</u></td> </tr> </table> | | | 第31条第1項 | [略] | 又は第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金 | 第31条第2項 | [略] | 特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限り。)の額 | 附則第10条の4 | [略] | 特例控除対象寄附金の額及び第31条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月</u> |
| 第31条第1項 | [略] | 又は第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第31条第2項 | [略] | 特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限り。)の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附則第10条の4 | [略] | 特例控除対象寄附金の額及び第31条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第31条第1項 | [略] | 又は第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第31条第2項 | [略] | 特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限り。)の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附則第10条の4 | [略] | 特例控除対象寄附金の額及び第31条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----------------|-----|---|
| | | 1日前に支出したものに限る。)の額 |
| [略] | | |
| 附則第11条の 2第1項 | [略] | 特例控除対象寄附金又は第31条第1項第 1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日 前に支出したものに限る。) |
| | [略] | |

| | | |
|-----------------|-----|--|
| | | 1日前に支出したものに限る。)の額 |
| [略] | | |
| 附則第11条の 2第1項 | [略] | 特例控除対象寄附金又は第31条第1項第 1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日 前に支出したものに限る。) |
| | [略] | |

3 新条例附則第11条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「新法」という。)第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の岩手県県税条例第31条第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する日から平成31年12月31日までの間に支出する新法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例附則第11条第2項の規定の適用については、同項中「を行う」とあるのは、「又は岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成31年岩手県条例第56号)による改正前の附則第11条第2項に規定する申告特例の求めを行う」とする。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の岩手県県税条例附則第25条及び第25条の2の規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 [略]

3 新条例附則第11条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「新法」という。)第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の岩手県県税条例第31条第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する日から令和元年12月31日までの間に支出する新法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例附則第11条第2項の規定の適用については、同項中「を行う」とあるのは、「又は岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成31年岩手県条例第56号)による改正前の附則第11条第2項に規定する申告特例の求めを行う」とする。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の岩手県県税条例附則第25条及び第25条の2の規定は、令和元年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。